

市有施設のブロック塀の点検調査および通学路の安全点検について*

1 点検調査の概要について

(1)点検調査の対象

市が所有し、管理している施設のブロック塀

(2)点検調査の内容

- ①ブロック塀の有無
- ②高さが2.2mを超えるブロック塀の有無
- ③高さが1.2mを超える場合で3.4m以下の間隔で控え壁を設置していないブロック塀の有無
- ④劣化(傾きを含む)や損傷があるブロック塀の有無

(3)点検調査の開始時期

市立小中学校および市立保育園等は6月19日に、その他の市有施設は6月21日に点検調査を開始

2 点検調査の結果

(1)小中学校

6月23日から25日に行った、一級建築士の資格を有する職員による点検調査後の結果

点検調査の内容	①	②	③	④
結果(件数)	42	5	17	11

(2)その他の市有施設

6月26日までに、施設所管部署から報告を受けた点検調査の結果

点検調査の内容	①	②	③	④
結果(件数)	58	4	24	12

※報告のあったブロック塀には、民地との境界にあり現時点でその所有が明確でないものを含み、調査内容②から④の報告件数は、重複している場合がある。

3 小中学校にあるブロック塀の対応について

6月19日、各小中学校長に指示をし、教職員による緊急点検を行い、その結果を6月20日までに受けた。

小学校3校、中学校1校のブロック塀の高さが建築基準法の規定2.2mを超えていることが確認され、そのうち仙波小学校プール外壁については、道路に面しており、早急な対応が必要と判断し、6月23日から24日までに撤去および仮設目隠しの設置を完了した。

さらに、全ての学校について、直ちに専門的知識を有する者による点検が必要と判断し、6月23日から25日に一級建築士資格を有する職員による点検を実施。その結果、高さが2.2mを超えていたブロック塀が小学

校4校、中学校1校で確認され、この5校のブロック塀については、6月28日から順次撤去を行っている。また、建築基準法に規定されている高さが1.2mを超え、控え壁が3.4m以下の間隔で設置されていないブロック塀が、小学校14校、中学校3校で確認され、直ちに倒壊等のおそれはないものの、著しいひび割れ、破損または傾斜が生じているブロック塀が小学校8校、中学校3校で確認された。

これら全てのものについては、緊急性の高いものから優先順位を付け、順次早急に撤去または修繕を実施する。

4 通学路の安全点検と対応について

6月27日までに全ての市立学校において追加の安全点検が終了した。追加点検では、通学路すべてに至るまで点検をし、市立川越高等学校、市立特別支援学校も、それぞれ川越駅、札の辻バス停から学校までの通学路の安全点検を実施し、結果、全ての市立学校の通学路で、地震発生時に危険性のある場所があることを確認した。

確認した危険性のある場所については、学校が児童生徒と共有し、地震が発生した時に危険性のある場所にいた場合、壁などから離れる、頭部を保護するなどの行動がとれるよう指導するとともに、日常の登下校等においても、危険性のある場所は注意して通るよう指導している。また、保護者や地域にも通学路の安全点検を実施したことを伝え、家庭でも地震発生時に、児童生徒が自分の安全を守ることができるよう指導してもらうとともに、地域には児童生徒の安全確保への協力をお願いし、併せて、地域全体で防災への意識を高めてもらえるよう取り組んでいく。

5 今後の対応について

引き続き、市有施設の調査内容を精査するとともに、建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀をはじめ報告のあったブロック塀については、6月27日から一級建築士の資格を有する職員による現地調査を実施しており、調査の結果を踏まえて、早急な撤去や修繕等を実施していく。また、現在集計を行っている民間の保育施設等の点検結果および、今後、市有施設のブロック塀の撤去や修繕等の対応を行った場合は、適時報告する。

市内中学校元生徒らによる損害賠償請求に係る訴状が提出されるまでの経緯について*

1 事案の概要

平成27年4月に市内中学校に入学した生徒およびその親権者である父母は、元生徒が不登校になったことは学校でのいじめが原因であると考え、このいじめに対する学校の対応は、いじめ防止対策推進法に規定する速やかな措置を講ずることなどの義務違反であり、その義務違反は、国家賠償法上の違法であるとして、本市に損害賠償を請求した。

2 請求金額 21,831,788円

3 当事者 原告 元生徒および親権者である父母
被告 川越市

4 経緯

平成27年4月 元生徒が市内中学校に入学
12月 元生徒がいじめを受けていると学校に申し立て

平成28年1月以降 元生徒が授業を受けるに当たっての支援を行いながら、元生徒の保護者および代理人と継続した話し合いを行う。

平成29年1月 当該中学校「いじめ対策委員会」が調査開始

4月 当該中学校が「いじめ対策委員会」報告書を保護者に交付

7月 保護者からの申し入れにより、教育委員会における「川越市いじめ問題対策委員会」が調査開始

平成30年3月 教育委員会が「いじめ事案に関する報告書」を保護者に交付

5月9日 提訴

6月22日 訴状受理